

# 山梨県公報

号外第七号

令和六年

三月十五日

金 曜 日

## 目 次

### 条 例

- 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例……………二
- 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例……………三
- 山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例……………五
- 山梨県公立学校情報通信機器整備基金条例……………五
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………六
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………八

## 条例のあらまし

### ○ 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例 (条例第一号) (世界遺産富士山課)

- この条例は、富士登山の適正化に関し、必要な事項を定めることにより、富士登山の安全の確保に寄与することを目的とするものとする。
- 県及び登山者の責務について定めるものとする。
- 市町村等と緊密に連携し、及び協力して富士登山の適正化に関する施策を実施することとする。
- 安全な富士登山に関する知識及び経験を必要とする登山者に対し、当該知識及び経験を有する者の同行を定めるものとする。
- 富士登山の適正化のための措置として、次の措置を講ずることとする。
  - (一) 登山道及びその周辺における巡視及び監視
  - (二) 生命又は身体に危険が及ぶ行為に対する指導
- 富士登山適正化指導員に富士登山の適正化のための措置に係る業務等を委嘱することとする。
- この条例は、公布の日から施行することとする。

### ○ 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例 (条例第二号) (世界遺産富士山課)

- #### 山課)
- 富士登山の適正化に資するため、次のとおり登下山道を設置することとする。
    - (一) 登下山道の名称及び位置は、次のとおりとする。
      - (1) 名称 富士山吉田口県有登下山道
      - (2) 位置 富士吉田市
    - (二) 知事は、登下山道の区域を告示する。
    - (三) 登下山道の施設の種類は、次のとおりとする。
      - (1) 吉田口五合目泉ヶ滝登山道
      - (2) 吉田口下山道
    - (四) 知事は、登下山道の利用日を告示する。
    - (五) 登下山道を利用しようとする者は、知事の許可を受け、使用料を支払うものとする。
    - (六) 登下山道において禁止される行為及び許可が必要な行為を定める。
    - (七) 時間帯又は上限人数に応じて、登下山道上の地点を通行禁止とする。
    - (八) 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免できるものとする。
    - (九) その他登下山道の管理等に関し必要な事項を定める。
  - この条例は、令和六年七月一日から施行することとする。
- ### ○ 山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例 (条例第三号) (世界遺産富士山課)
- 富士山吉田口県有登下山道の整備その他富士山における登山の安全の確保及び当該富士山吉田口県有登下山道の利用の適正化に資する事業を円滑に推進するため、山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金(以下「基金」という。)を設置することとする。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。
  - 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものとする。
  - 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。
  - 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができるものとする。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県公立学校情報通信機器整備基金条例（条例第四号）（教育企画室）

1 公立の学校における情報通信機器の整備を計画的かつ効率的に推進するため、山梨県公立学校情報通信機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする事とした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）

1 一般職の国家公務員の給与の改定等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) テレワーク勤務の実施に係る光熱・水道費の職員の負担軽減等の観点から在宅勤務等手当を導入する。

(二) 一部の会計年度任用職員を除き、常勤職員と同様に今年度の給料月額及び期末手当の改定を実施する。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）（子育て政策課）

1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（令和六年三月三十一日）を令和七年三月三十一日に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第七号）（税務課）

1 森林環境税の導入に鑑み、個人の県民税の賦課状況に関する市町村長からの報告事

項に、森林環境税の課税額の総額を追加することとした。  
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県富士山における登山の適正化に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第一号

山梨県富士山における登山の適正化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、富士登山の適正化に関し、県及び登山者の責務を明らかにするとともに、市町村等との連携協力、富士登山の適正化のための措置その他必要な事項を定めることにより、山梨県登山の安全の確保に関する条例（平成二十九年山梨県条例第三十号）と相まって、富士登山の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

一 富士山 山梨県世界遺産富士山基本条例（平成二十七年山梨県条例第三号）第二条第四号に規定する富士山をいう。

二 富士登山 山梨県世界遺産富士山基本条例第二条第四号に規定する富士登山をいう。

三 登山者 富士登山をする者で山梨県登山の安全の確保に関する条例第二条各号に掲げるもの以外のものをいう。

四 登山道 富士山に存する道路その他これに類するものうち富士登山のために利用されるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、登山道における登山者の過度の集中及びこれにより生ずる危険を防止し、並びに登山道における登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を防止するため、登山者（富士登山をしようとする者を含む。）に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 前項及び山梨県登山の安全の確保に関する条例第三条に定めるもののほか、県は、富士登山の適正化に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。（登山者の責務）

**第四条** 登山者は、安全な富士登山に関する知識及び経験の重要性を認識するよう努めるとともに、登山道における登山者の過度の集中により生ずる危険を回避し、及び登山道における自己又は他の登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。

2 前項及び山梨県登山の安全の確保に関する条例第四条に定めるもののほか、登山者は、県が実施する富士登山の適正化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村等との連携協力)

**第五条** 県は、市町村、富士登山の適正化を図るための活動を行う団体その他の関係者と緊密に連携し、及び協力して第三条第二項の施策を実施するものとする。

(登山者に対する要請等)

**第六条** 県は、富士登山の安全の確保に資するため、安全な富士登山に関する知識及び経験を必要とする登山者に対し、富士登山に際し当該知識及び経験を有する者を同行させるよう求めることができる。

2 前項に規定する登山者は、富士登山をするに当たっては、同項の規定による県の求めに応じて、富士登山に際し同項に規定する者を同行するよう努めるものとする。

(富士登山の適正化のための措置)

**第七条** 知事は、登山道における登山者の過度の集中及びこれにより生ずる危険を防止し、並びに登山道における登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を防止するために必要があると認めるときは、山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第二号)第十一条第一項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 登山道及びその周辺における巡視及び監視を行うこと。

二 自己又は他の登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為をし、又はしようとしている登山者に対し、当該行為をしないよう指導すること。

(富士登山適正化指導員)

**第八条** 知事は、前条各号に掲げる措置に係る業務及び山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例第十一条第一項に規定する措置を補助する業務に従事させるため、富士登山適正化指導員を委嘱することができる。

2 知事は、富士登山適正化指導員に対し、前項に規定する業務の適確な実施に資するよう、研修の実施その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

**第九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例をここに公布する。  
令和六年三月十五日

**山梨県条例第二号**

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例

(設置)

**第一条** 富士登山の適正化に資するため、登下山道を設置する。

(定義)

**第二条** この条例において使用する用語は、山梨県富士山における登山の適正化に関する条例(令和六年山梨県条例第一号)第二条において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

**第三条** 登下山道の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
富士山吉田口県有登下山道	富士吉田市

(登下山道の区域)

**第四条** 富士山吉田口県有登下山道(以下「登下山道」という。)の区域は、知事が告示するものとする。

(施設の種類)

**第五条** 登下山道の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

一 吉田口五合目泉ヶ滝登山道

二 吉田口下山道

(利用日)

**第六条** 登下山道の利用日は、知事が告示するものとする。

(利用の許可等)

**第七条** 登下山道を利用しようとする者(山梨県登山の安全の確保に関する条例(平成二十九年山梨県条例第三十号)第二条各号に掲げる者を除く。第十条並びに第十一条第一項及び第二項において同じ。)は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(行為の禁止)

**第八条** 登下山道において、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- 二 木竹の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 貼紙又は貼札をすること。
- 六 ごみの投棄その他不衛生な行為をすること。
- 七 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。
- 八 立入禁止区域に立ち入ること。
- 九 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。
- 十 テントその他の仮設工作物を設けること。
- 十一 前各号に定めるもののほか、登下山道の利用又は管理に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の許可等)

**第九条** 登下山道において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真の撮影又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- 三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 知事は、前項の許可に登下山道の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 知事は、第一項各号に掲げる行為による登下山道の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十二条第二項において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

(利用の制限等)

**第十条** 知事は、登下山道を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

**第十一条** 知事は、登下山道における登山者の過度の集中及びこれにより生ずる危険を防止し、並びに登山道における登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を防止するために必要があると認めるときは、知事が指定する日において、知事が指

定する登下山道上の地点における登下山道を利用しようとする者の山頂の方向への通行のうち次に掲げるものを禁止することができる。

- 一 規則で定める時間帯における通行
- 二 当該地点から山頂の方向へ向かう第七条第一項の許可を受けた者の数が規則で定める一日当たりの上限の数を超える場合における通行
- 2 前項に規定する措置の対象となる登下山道を利用しようとする者には、登山道における登山者の過度の集中及びこれにより生ずる危険を生じさせ、並びに登山道における登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を行わないと認められる者として規則で定めるものは含まないものとする。
- 3 知事は、第一項に規定する措置を講ずるに当たっては、警察本部長その他の関係機関と相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

**第十二条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第七条第一項若しくは第九条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 第八条又は第九条第一項の規定に違反した者
- 二 第九条第二項の条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第九条第一項の許可を受けた者
- 四 前三号に掲げる者のほか、登下山道の管理に支障があると認められる行為をした者

2 知事は、第九条第一項各号に掲げる行為による登下山道の利用が暴力団の利益となると認められるときは、同項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第二項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(使用料の還付)

**第十三条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

**第十四条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(警察本部長への情報提供依頼)

**第十五条** 知事は、次に掲げる場合においては、第九条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に關し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かにつ

いて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第九条第一項の許可をしようとする場合

二 第十二条第二項の規定による第九条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第二項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

(知事への情報提供)

**第十六条** 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第九条第一項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

**第十七条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条の規定による登下山道の区域の告示、第六条の規定による登下山道の利用日の告示、第十一条第一項の規定による知事が指定する日及び地点の指定並びに次項の規定による知事が指定する日の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例によりすることができる。

(知事が指定する日における利用の許可の特例)

3 第七条第一項の規定にかかわらず、知事が指定する日における登下山道の利用については、当分の間、同項の許可を要しないものとする。

別表 (第七条関係)

単位	金額
一人一回につき	二、〇〇〇円

備考 「一人一回につき」とは、登下山道の利用の態様等を勘案して知事が別に定める。

山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第三号

山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例

(設置)

**第一条** 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第二号)第三条に規定する富士山吉田口県有登下山道の整備その他富士山における登山の安全の確保及び当該富士山吉田口県有登下山道の利用の適正化に資する事業を円滑に推進するため、山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(保管)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県公立学校情報通信機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第四号

山梨県公立学校情報通信機器整備基金条例

(設置)

**第一条** 公立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。)における情報通信機器の整備を計画的かつ効率的に推進するため、山梨県公立学校情報通信機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。  
(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(保管)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例  
(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次、第二条第一項及び第四章の章名中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第十五条第二項第二号及び第三号中「定める額」の下に「第十七条第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加える。

第十七条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

**第十七条** 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第三十三条の二第六項中「第十六条」の下に、「第十八条」を加える。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第十四条第二項第二号及び第三号中「定める額」の下に「第十四条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第十四条の三** 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた教育職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事

委員会規則で定める。

委員会規則で定める。

第二十二條の六第六項中「第十四條の二」の下に「第十五條」を加える。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

**第三條** 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次、第二條第一項及び第四章の章名中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第十六條第二項第二号及び第三号中「定める額」の下に「第十八條第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加える。

第十八條を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

**第十八條** 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第三十一條の二第六項中「第十七條」の下に「第十九條」を加える。

(山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第四條** 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「令和五年四月一日」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(次項において「第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額のうち、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るものに対する令和五年四月一日」に改め、同條第二項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を「第二号会計年度任用職員(退職し、又は死亡したことにより同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下となるものに限る。)」に改める。

(山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第五條** 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「令和五年四月一日」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(次項において「第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額のうち、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るものに対する令和五年四月一日」に改め、同條第二項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を「第二号会計年度任用職員(退職し、又は死亡したことにより同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下となるものに限る。)」に改める。

(山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第六條** 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「令和五年四月一日」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(次項において「第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額のうち、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るものに対する令和五年四月一日」に改め、同條第二項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を「第二号会計年度任用職員(退職し、又は死亡したことにより同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下となるものに限る。)」に改める。

**附則**

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四條から第六條までの規定は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第六号**

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第七号**

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「と個人の市町村民税の課税額の総額」を「、個人の市町村民税の課税額の総額及び森林環境税の課税額の総額」に改め、同項中同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第

三号）第一条に規定する森林環境税をいう。次号において同じ。）の課税額の総額

**附則**

（施行期日）

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

**第二条** この条例による改正後の山梨県税条例第二十五条第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。